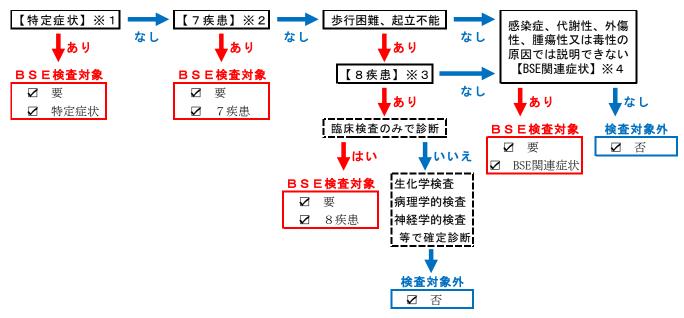
令和6年4月1日以降に検案した死亡牛の、BSE 検査対象区分が変更になります 死亡牛BSE検査「要」の場合は、死亡獣畜処理指示書を当所にFAX(0146-42-0542) してください

○ 死亡牛のBSE検査対象確認フローチャート



※1【特定症状】: ①興奮しやすい ②音・光・接触等に対する過敏な反応 ③群内序列の 変化 ④搾乳時の持続的な蹴り ⑤頭を低くし、柵等に押しつける動作 の繰り返し ⑥扉・柵等の障害物回避困難

※2【 7 疾 患 】: ①ヒストフィルス・ソムニ感染症 ②リステリア症 ③大脳皮質壊死症 ④脳炎 ⑤脳脊髄炎 ⑥髄膜炎 ⑦全身に異常が見られる中枢神経麻痺 又は中枢神経系腫瘍

※3【 8 疾 患 】: ①低カルシウム血症 ②マグネシウム欠乏症 ③乳熱 ④末梢神経系腫瘍 ⑤閉鎖神経麻痺 ⑥大腿神経麻痺 ⑦坐骨神経麻痺 ⑧その他末梢神経麻痺の症状を呈し感染症を疑わない牛

※4【BSE 関連症状】: 進行性に認められる①沈鬱 ②緊張 ③目・耳の左右非対称かつ過剰な動き ④流涎の増加 ⑤鼻を舐める動作の増加 ⑥歯ぎしり

⑦振戦 ⑧過剰な発声 ⑨パニック反応 ⑩過剰な警戒

○ 令和6年4月1日以降も、死亡獣畜処理指示書の旧様式も使えます

